

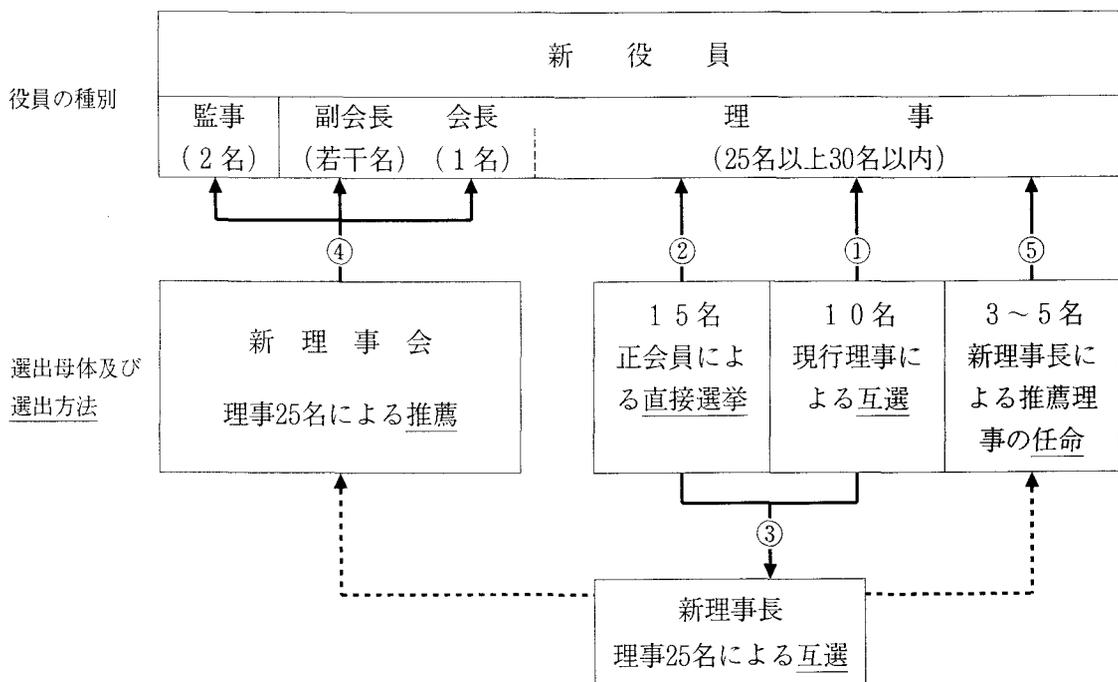
－ 平成12年～13年度期 役員選出（選挙制度導入）に関わる業務及びその日程 －

平成11年4月26日現在  
 ★印は、確定(決定)事項  
 ●印は、実行すべき時期  
 □印は、会員への広報手段  
 ■①～⑤印は、選挙、互選、任命及びその選出順序（図説参照）  
 ◎①～⑤印は、各役員決定  
 【a】～【c】印は各役員選挙投票用紙

- ◇平成8年 11月24日 役員選出細則制定  
 会則（第10条）改正
- ◇平成11年 3月18日 ●現行理事の選挙権及び被選挙権の事前確認（年度会費納入状況の確認）  
 ●現行理事への投票用紙【a】送付
- 4月20日 ■①現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）10名の選挙（投票締切）  
 （投票用紙【a】受信と共に投票可、投票の締切は4月20日の消印有効）
- 4月26日 ★選挙管理委員会委員（5名）選出（任期：平成11年5月1日から平成13年4月30日の2年間）  
 ◎①改選前理事の決定⇒開票は（第1回）理事会（4月26日）  
 ●改選前理事選挙結果の選挙公報（学会研究誌第40号P.82参照）
- 8月10日 ●正会員の選挙権者、被選挙権者の確定
- 8月末日 ●被選挙人名簿、投票用紙【b】を、返信用封筒と共に送付  
 （選出された改選前理事10名を除く役員選出細則第4条の規定を満たしている正会員）
- 9月末日 ■②正会員による新理事15名の選挙（投票締切）  
 （投票用紙【b】受信と共に投票可、投票の締切は9月30日の消印有効）
- 10月 ◎②正会員の投票による新理事の決定⇒開票は選挙管理委員会  
 ●新理事への就任依頼（理事就任辞退は通知が到着した日から5日以内に→選挙管理委員長へ）及び11月15日開催の拡大理事会通知発送  
 ●候補者選定委員会の確定及び委員会の招集・互選による委員長の決定  
 ●候補者選定委員会による会長、副会長、監事の複数の選定  
 ●新理事（25名）へ投票用紙【c】送付（初めての理事会に欠席する者のみ郵送による投票、出席者は当日投票）
- 11月15日 ●選挙管理委員会による選挙結果の理事会（第2回）への報告  
 ●現・新理事による拡大理事会
- ③理事長の互選  
 ◎③新理事（25名）による初めての理事会での理事長の決定
- ④会長、副会長、監事の選挙  
 （投票用紙【c】受信と共に投票可、投票の締切は11月5日の消印有効）
- ◎④新理事（25名）による初めての理事会での会長、副会長、監事の決定  
 （※理事長推薦理事を除く①～④の新役員の決定が終了□総会で報告）
- 12月 ■⑤理事長推薦理事3～5名の任命  
 ◎⑤新理事長の推薦により決定  
 （※全役員の選出が終了、選挙結果の公示）
- ◇平成12年 3月 ●現・新理事による拡大理事会  
 4月 ●新役員就任  
 （任期は、平成12年4月1日より平成14年3月31日までの2年間）

# 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕 図説中の①～⑤の数字は、新役員の選出される順序を示す。



## 《各役員選挙投票用紙》

### 〔改選前理事選出投票用紙【a】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】（順位標記の10名連記）

1. ( )
2. ( )
3. ( )
4. ( )
5. ( )
6. ( )
7. ( )
8. ( )
9. ( )
10. ( )

### 〔新理事選出投票用紙【b】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】（順位標記の5名連記）

1. ( )
2. ( )
3. ( )
4. ( )
5. ( )

### 〔会長、副会長、監事選出投票用紙【c】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長（1名）、副会長（若干名）、監事（2名）の選出投票用紙【c】（無記名単記）

- 会長  
( )
- 副会長  
( )
- 監事  
( )